

議 事

座長 それではただいまから「日本法令の国際発信に向けた将来ビジョン会議」を始めます。

本日は、委員が用務のため、やむなく欠席しております。

また、本日も「日本法令外国語訳推進会議」の座長である阿部先生には、本プロジェクトを進めるお立場から、議論に加わっていただきます。

それでは早速、本日の議事に入りたいと思います。

まずは、事務局から本日の資料確認をお願いします。

参事官 本日もよろしくようお願い申し上げます。お手元の資料の確認ですが、資料1から7までと、参考資料1及び2を配付しております。

資料1は、ビジョン会議の第1回に座長からお示しいただいた「考えられる論点項目(座長試案)」で、この会議の論点を記載したものを改めて配付しております。資料2と資料3は、これまで二回にわたる会議の中で御指摘いただいた主な内容を、事務局でまとめたものです。資料4と5は、今回の御議論の中心になると思いますが、座長に本日の会議のために御用意いただいた「議論の取りまとめの方向性(座長試案)」が資料4で、その概要が資料5になります。資料6は、海外の方の理解の便宜のため、資料5を英訳したものです。資料7は、後ほど御講演いただく松浦先生の資料となっております。

参考資料は、後ほど御説明いたします企業向けアンケートの回答結果が参考資料1です。参考資料2は、前回会議以降、日本司法書士会連合会から、ビジョン会議宛てに要望書をいただいておりますので、それを配布しております。

その他、日本弁護士連合会の会報誌である「自由と正義」に掲載された座談会の記事を、参考にお配りしております。

以上です。

座長 ありがとうございます。

それでは、議題に入ります。

本日の議題は3つございます。1つ目が「法令情報の国際発信に向けた国際動向について」、2つ目が前回に引き続きまして「日本法令の国際発信に向けた将来ビジョンについて」、3つ目が「日本法令の国際発信に関する取りまとめに向けた検討」であります。

1つ目では、本日のゲストスピーカーとして、名古屋大学の松浦好治先生をお招きしており、本日の議論に加わっていただきます。

2つ目につきましては、資料2と3のとおり、これまでの2回にわたる会議の中で指摘された事項を取りまとめております。本日は、これらを踏まえた上で、日本法令の国際発信に向けた将来ビジョンについて、更に幅広く御議論いただきたいと考えております。

そして、3つ目については、本会議の取りまとめに向けて、私の方で、資料4のとおり「議論の取りまとめの方向性(座長試案)」を作成してまいりました。本日はまず、この試案をたたき台として、皆様十分に御議論していただきたいと思っております。

それでは、議事を進めます。

まず、本日、参考資料1としてお配りしております、経営法友会に実施してもらいました「日本法令外国語訳整備事業の利用・活用等に関するアンケート」について、その結果を事務局から報告願います。

参事官 お手元の参考資料1ですが、ビジョン会議の開催が決定した後、経営法友会に御協力いただきまして、この間、企業向けのアンケートを実施していただいておりますので、その結果を、参考資料1に基づいて紹介いたします。

経営法友会は、御存知の方も多いと思いますが、法人単位の会員組織として、企業内の法務担当者によって組織され、現在の会員数は1,200社を超えていると聞いております。企業における法務部門の充実強化等を目的として様々な活動をしており、法令外国語訳プロジェクトの主な利用者と考えられることから、今回、メールベースでのアンケート調査を実施していただきました。

このアンケートには合計52社から回答をいただいております、法令外国語訳データベースの利用者の生の声として、大変参考になると思われます。

まず、参考資料1頁ですが、アンケートの質問1として、政府の法令英訳整備事業を知っているか、という質問に対し、「知っている」が40社、「知らない」が12社という回答になっています。

質問2の、この専用ホームページにおいて700以上の法令の英訳を公開していることを知っているか、との質問に対しては、「知っている」が39社となっています。

次の質問3の、業務においてJLT（法令外国語訳提供サービス）を利用したことがあるか、との質問に対しては、この資料のとおり「稀に利用することがある」が20社、「利用したことがない」が17社とあり、回答者の利用はそれほど多くはありません。利用目的等として自由に記載していただいた内容では、「契約書を英文で作成する際に参考とした」との回答が複数あるほか、「海外の弁護士や顧客への説明」、「海外拠点のある社員との連絡・説明」等の回答がありました。

質問4として、専用ホームページの利用満足度を聞いた質問ですが、「満足した」が20社、「どちらでもない」が10社等の回答になっています。自由記載欄では、「法令や条文の英訳が見つかった」、「英訳が信頼できる」、「無料である」といった好意的な回答がある一方、不満の理由としては、例えば「改正法に翻訳が対応していない」であるとか、「翻訳法令数が少ない」、「使い勝手が悪い」等の御意見もいただいております。

質問5では、利用を希望する翻訳法令がホームページに掲載されていたか、と質問したところ、これについては、30社と多くの企業が、希望する法令の翻訳が掲載されていたと回答しています。

質問6では、専用ホームページで「標準対訳辞書」や「法令翻訳の手引き」が掲載されているのを知っているか、と質問したところ、7割を超える回答が「知らない」と回答しており、認知度の問題が明らかになっています。

質問7は、今後のJLTのサービス向上のために希望する改善策に関するものですが、「ア 英訳法令数の増加・充実」が最も多い31社、続いて「イ 改正法令の速やかな英訳版提供」、更には「カ 検索・日英対照表示など利用機能の向上」といったものが上位に挙がっています。自由記載欄では、法令の翻訳方法の改善を求めるものや、コンテンツ

の検索機能等の改善を求める声が複数寄せられています。

質問8では、広く一般的に、日本法制度の魅力を発信するために必要な取組について質問しましたが、回答では、「イ 日本法情報のより積極的・効果的な提供」が最も多く選択され、次いで「ア 日本法そのものの分かりやすさ、必要な見直しの実施」等が上位になっています。自由記載欄では、各お立場から必要と考えられる取組が様々に挙げられており、法務省の取組との関係では、例えば「改正法の迅速な翻訳」や「積極的な広報」といった課題が指摘をされています。

最後に、質問9では、法令翻訳に関する御意見、さらには、それにとどまらない裁判例の翻訳、国際仲裁に関する事項といった様々な御意見・御指摘をいただいています。

以上が、経営法友会のアンケート結果であり、本日の議論の参考にしていただければと思います。以上です。

座長 はい、どうもありがとうございました。

このアンケートの結果も参考に、本日の議論を進めていきたいと思います。本アンケートに関し、何か御質問等がありますか。

委員 質問なんですけれども、このアンケートの対象になった会社の中に、外資系の会社は入っているでしょうか。

参事官 アンケートの実施は、経営法友会にお任せしたところですが、経営法友会の成り立ちや役員企業の企業を拝見すると、会員は日系企業の方が多く理解しております。その意味で、今回の回答も、企業の規模はともかく、日系企業からの回答が多いのではないかと推察されます。

委員 外資系が入っていたからといって、どうなるかはわかりませんが、知っているという答えが40社ということは、外資系があれば割合としてはもっと少ないのではないかと思います。

座長 ほかに、はい、委員。

委員 ありがとうございます。1,250社の中の52社しか回答していないので、果たしてこの数字が全体を代表しているのかどうか解釈が難しいところではあるんですけども、基本的には回答していない多くの、ほとんどと言ったほうがいいのかもかもしれませんが、企業は使っていないというふうに見た方がいいんでしょうか。

参事官 経営法友会には、様々な形で法務省の施策に御協力いただいておりますが、今回は、時間がない中でのメールベースのアンケート調査ですので、この程度の回答率となっております。ただ、委員御指摘のとおり、アンケートに御回答いただいた企業というのは、全会員の中で見ると、国際化の問題や法令外国語訳プロジェクト等に関して、何らかの御関心や利用実績のある方が相対的に多くなっているのではないかと考えております。

座長 ほかに御質問は。よろしいですか。

委員 1点だけ良いですか。オフレコ的に申し上げますけど、1,250社中の52社ってことは誤差ですよ。50社は誤差です。法友会にはなぜ御協力をいただけなかったんでしょうか。なぜ50社しかないんでしょう。ニーズをちゃんと把握するとおっしゃったんですけど、1,250のうち50しか回答がないのでは判断のしようがないでしょう。なぜ協力してくれないんですか。

参事官 御指摘のとおりで、充実した議論のためには、本来、より多くの適切な情報を収集・提供すべきであったと、事務局として反省してございます。今回のアンケート結果については、実施時期や回答期間の関係もあり、非常に繁忙時期の短い期間に対応をお願いしたということがあり、さらには、一方方向のメール照会という形になったため、この程度の回答率であったと思います。

本日も御議論があると思いますが、今後、このプロジェクトの実施に当たっては、利用者の声を十分に踏まえることが非常に大事なことと認識しておりますので、その点の把握や情報収集の在り方は、しっかり考えていきたいと考えています。

座長 別の件でも、この経営法友会にアンケートの協力を求めたことがあります。その時はもっと回答率が高かった。だから、やり方とか時期とかの問題で低くなったのだろうと想像します。ただ、おっしゃるとおり、ちょっと回答率が低い印象です。

ただ、アンケートに指摘された点で反省すべきは反省しなきゃいけない。厳しい御意見には耳を傾けたいと思っております。ほかに御意見ございませんか。

それでは、議論の1つ目、「法令情報の国際発信に向けた国際的動向について」というテーマに関し、法令外国語訳推進プロジェクトの発足当時から大変御協力いただいております名古屋大学の松浦好治先生にお越しいただきました。

松浦先生からは、諸外国における法令情報の国際発信に関する取組状況などを中心に、約15分間、お話をいただきたいと思っております。

それでは、よろしく願いいたします。

ゲストスピーカー それでは、本日は韓国と中国が法令情報の英訳事業をどのようにやっているのか、その戦略はなにかについてざっとお話ししたいと思います。EUがやっている翻訳の仕組みはもう少し幅が広いのですが、今日はそれに関しては、ほとんど触れないことにいたします。

昨年12月に、韓国の法制研究院(KLRI)は、Asia-Europe Translation Centers Network という会議を非公開で開催しました。私はそこに招かれたのですが、他の参加者は、韓国の法制研究院、EUの翻訳総局の責任者、北京大学の翻訳センターの責任者、台湾の中正大学の法情報研究所の所長でした。この会議の目的は、アジアとヨーロッパの翻訳センターをつないで、国際的なネットワークを作ることはいかという韓国側の提案の検討です。もっとも、この会議は、第1回なので、各センターの取り組みの現状の紹介が中心になりました。

午後は、一般公開の会議になりました。会議には、日本の内閣法制局にあたる法制處の長官がおいでになって、挨拶をされました。韓国の法制處は、本気でこの法令翻訳プロジェクトを推進するつもりであるという覚悟がうかがえるお話でした。

会議のテーマは、正確な翻訳の作成方法、翻訳の基となる原文をどれだけ分かりやすくするか、機械翻訳(いわゆる自動翻訳)の可能性、それから翻訳の成果を対外援助でどのように活用するのかなどでした。各国の報告はかなり詳細なもので、それぞれの報告にコメンテーターがついて突っ込んだ意見交換が行われました。

特に重要であると感じたのが、わかりやすい法律文表現(plain language)の話でした。これは、EU委員会が法律を作るときの基本方針ですし、韓国も同様の方針で進んでいるようです。日本では法案を書くときに法制執務という手引き書に従います。韓国は、日本

の法制執務を念頭に置いた手引書を長年使っていたのですが、近年、日本のやり方を避けてもっとわかりやすい法文表現にする方向で改革を進めているようです。

さて、御承知のとおり、日本の法令翻訳は、各省庁が翻訳計画を立てて、翻訳を外注し、集まったものを法務省で最終チェックして、公表するというやり方になっています。法令の翻訳自体は政府の内部でやっていないのです。

ところが中国も韓国も、基本的に法令の翻訳は政府内部で行う方針をとっています。韓国政府の翻訳作業については、2つの組織を見る必要があります。1つは、韓国法制研究院の翻訳センターで、もう1つは、法制處の下にある一種の独立行政法人に近い韓国法令情報管理院です。翻訳業務の分担は、法制研究院の翻訳センターは、法情報の基本的なものを原文に即して整備をしており、法令情報管理院は、整備された翻訳情報その他の情報資源を使って社会や企業に有益な加工情報を提供しています。つまり、基本データの整備業務と、法情報をより使いやすい形にして社会的に還元する業務を別組織でやっている。もっとも、この二つの組織は、現在は違う組織に属していますが、歴史的には法制處が設置したものです。日本の内閣法制局に当たる組織が法に関するデータ整備とデータの社会還元の両方について、積極的に手を打ったというふうにお考えください。法令の翻訳をやっているのは、法制研究院ですが、その作業は1992年くらいに大統領の指令の下に始まったのは御承知のことと思います。法令情報管理院は、英語のウェブページを持っていないのですが、この組織は、後からお話しますとおり、非常に面白い活動をしています。

さて、韓国政府は、これらの組織が生み出す全ての法情報データをナショナルインフォメーションセンターという、データベースに集約しています。このデータベースは、法令、判例、条約、その他の法情報を網羅していて、利用者は必要な情報をここからさらに見に行き、必ず元のところに戻ることができるようになっています。

では、中国の様子をお話しします。中国の法令翻訳は、全人代（全国人民代表大会）と國務院の両方で行われます。これらの組織での翻訳は通常一年近くかかります。ところが、北京大学の法情報センターは、その下にチャイナローインフォメーションカンパニー（China Law Information Company）という会社を作りまして、この会社は法令の成立後、1週間から10日間で英訳を出しているようです。中国のこのやり方は、アメリカの判例集の公表のされ方に似ています。公式判例集は、判決後かなり後からしか出てこないのですが、歴史的には、ウェスト社がタイムリーに判例を公表してきました。

ですから中国の英訳法令を見ようとすると、2つウェブサイトに行く必要があります。一つは、この会議で配られた資料中にある政府のウェブサイトと、もう1つは北京大学のデータベース（PKULaw）です。情報の速報性からみて、たぶんほとんどの利用者は、北京大学のデータベースを使うでしょう。しかも中国の法曹、法学部、法科大学院の学生は、これを自由に使えるようなので、彼らはこれを使って実際の仕事をしているわけです。

さて、その法情報を翻訳して、発信すること、翻訳することの意義はなにか。ということを確認しておきたいと思います。法令の英訳事業には、誰のためにどのような情報をどんな形で提供するのがよいかと点に関する方針が必要です。日本の場合、資料にあるように目的として5つ上がっておりまして、他の国を見ても目的の認識自体は、よく似ています。

韓国について、注目すべきなのは、これらの目的をどのようにして具体的に追求してい

るかです。韓国の施策は、資料中のスマートフォンの画面を見れば一見して明らかです。この画面は、韓国の市民が法情報を使う場合に見る最初の画面です。これを見ていただくと、法令だけでなく、その下位にある細則、自治体の規則、判例、条約、など法情報が幅広く参照可能になっています。英訳法令情報もここから探すことができます。

つまり、韓国政府は、法情報を網羅的に国民に提供するつもりでデータの整備を進めてきたのです。しかも、パソコンだけではなくスマートフォンを通じた情報提供も視野に収めている点は、参考になります。スマートフォンから法令の条文、その英訳、関連判例や条約、その他の情報も必要だと思ったときに、同じ画面から探しに行けるように全部リンクがつけられているのです。

韓国の法令情報は、約96.1%が英訳されています。韓国の重要な法源である大統領命令でも約4割が英訳済みということなので、基本法令は、幅広く英訳で読むことができるわけです。法制研究院などの組織を訪問すると、現在の最新の英訳法令のデータをCD-ROM や USB メモリの形で提供していただきます。初めから多くの人に法情報を広く提供しようという姿勢がうかがえます。情報資源は、政府が作っているのです。韓国では法情報は著作権処理を気にせずに自由に使えるわけです。

韓国政府の作ったデータの国民への還元も参考になります。韓国は教育の国ですので、教育問題は国民的関心事です。教育に関する法情報は、学校の教師、両親、生徒向けの韓国語の法情報サイトがあります。それを見ると、親と子が一緒に韓国の基本的な法を学ぶ教科書が e-book で提供されています。親子は、その教科書を見ながら韓国の三権分立などを学べるようなことになっています。

まだ字の読めない子のためには、音声の説明がついているので、説明は分かります。重要なことはこのようなものを見て、これが本来どの法令にどのように書いてあるかを知りたいとなると、そこから元の条文までたどれるようになっていることです。

もう一つ、興味深い試みがあります。国民の側から見て、韓国の現行の法律に問題があるというような時には、資料のウェブサイトの一番右の方に、立法提案と書いてあるボタンがありますけれども、この入り口から法令改正の意見を出すことができます。これはスマホの画面を使ってできるのですが、韓国のスマホは、必ず個人番号に紐付けされています。つまり、誰が現行法について文句を言っているかが全部記録として残ります。それでも多くの意見が出るそうです。意見は全部、法制局に相当する法制處に行きます。その中で、法制處の専門家が見て、重要なものは意見を付けて担当の所管官庁に送り、それによって真剣な改正の検討が行われる流れになっています。

国民向けのサービスのほかに韓国企業向けのサービスもあります。御覧のウェブがそれです。韓国企業は海外で展開しているので、外国法についての法情報提供が必要だと韓国政府は考えているのです。そこで、法制研究院と法令情報管理院は、80以上の外国の法令を調査して情報提供をしています。このウェブからは、外国法の原文テキスト、韓国語によるその要約を提供しています。外国の法律が改正されると、何が変わったのかという情報が提供されます、そのほか、法制處は立法のため外国法を調査していますから、その報告書がでてくることもあります。

韓国に住んでいる外国人のためには、12カ国語で韓国の法情報が提供されています。12の言語を使う人々が韓国で生活しているので、それらの人たちの生活に関わる韓国の

法情報を提供する仕組みになっています。日本語による情報提供もあり、親族の問題、不動産の話、消費者問題、交通に関することにも触れられています。情報の中身を見ていくと、法律文で説明が書かれているわけではなくて、わかりやすい説明が出てきます。その説明のもっと専門的な説明をもっと知りたければ、リンクをたどっていくと、韓国語の法令なり、その英訳を見ることができるようになっているわけです。韓国は、こういう仕組みを使って外国人向けに情報提供をしているのです。法情報提供サービスの評価も行われています。かなり細かい評価が、毎年行われているようです。

日本でも法情報は、多言語で提供しています。例えば、法テラスは、リーガルインフォメーションフォーインターナショナルという形でやっていますが、これはウェブ上の多言語情報の提供ではなく、「電話をかけてください、そうしたら情報提供をします」というやり方です。

中国の場合は、先ほども話しましたように、PKULaw がおよそ1週間から10日間で法令翻訳を提供しています。なぜこれができるかというと、この会社は北京大学の一部で、しかも実質的には政府の一部ですから、当然、法案の段階からデータにアクセスでき、法令が全人代や国務院で成立する前から、翻訳を始めることができるからです。そういう仕組みを使って、北京大学は、日本の大学にはできないやり方で法情報を入手し、発信しているわけです。

中国や韓国の法令翻訳の体制がどうなっているのか、ということは確認しておきたいと思います。日本の場合は全て政府の外にアウトソーシングしています。ところが中国や韓国は、EUも含めて、基本的には中でやるわけ方針をとっています。韓国の仕組みでは、翻訳センターは55名で運営され、そのうち16名が翻訳の専門になっています。法令情報管理院では、法情報の一般向けに加工して提供する業務に50名が当たっています。つまり、韓国の翻訳関係の事業は、100名でやっているわけです。

さて、翻訳の仕事はどこから来ているかというと、韓国の各省庁や裁判所が自分の所で作った法令で必要なものの翻訳を発注します。中央官庁や地方官庁から安定的な発注があるため、翻訳事業は財政的に安定していると思います。

韓国では、日本と同じように翻訳の手引きが出されており、それは紙ベースなのですが、今年からEUに似た形の翻訳体制に移行します。それは資料の下の方にトランスという表現が出てくることからわかります。翻訳を専門的にされる方は、トランスとか、それに類似した翻訳支援ソフトを使っています。この支援システムは、既に過去に翻訳のあるものを全部探して、翻訳すべき部分を示してくれ、参考情報も提供する機能をもっています。しかも、韓国はEAPというすべての作業をコンピューター上で行う翻訳の仕組みを導入します。全てのデータはオンラインにあって、官報が提供する新しい法令のデータがオンラインで入手し、それを使って翻訳を始め、翻訳原稿を出し、受けとり、チェックし、見直し、公表する作業もオンラインで行うことになります。これはEUのやり方と基本的に同じです。

翻訳業務の経験者は御存知ですが、法令の翻訳は、法律学と英語の力があればできるわけではありません。多様な知識と社会運営の理解がないと優れた翻訳はできません。翻訳は、様々な知識の集約作業です。ですから、韓国では、新しい法律が出るたびに、この新しい法律の中身はなんで、何をどう改革しようとしているのかを、翻訳の関係者に説明する

仕組みをもっています。その説明には、法律的な説明と、社会情報の説明が含まれます。翻訳原稿は、翻訳スタッフだけではなくて、言語の専門家、法律の専門家、その他の専門家が見て改善のための意見を述べる格好になっています。

資料の例を御覧ください。破産法に関する翻訳をする業務に関連して、破産法の概要を翻訳者に詳しく説明する機会が設けられ、翻訳関係者はその説明を聞く集まりが設けられています。

もう1つ注目すべきことがあります。それは、翻訳者の雇用の保証です。これまで韓国政府は翻訳者を期限付きで雇用し、長期的な雇用を保証してきませんでした。しかし、今年からは翻訳の専門スタッフに定年まで雇用を保障するという制度にしました。これは、優れた翻訳者を確保し、翻訳者の技量の向上を長期的に生かすという意味で非常に大きな変化ではないかと思います。

翻訳の品質評価の仕方の詳細は、お手元の資料を御覧ください。かなり綿密に外部評価と内部評価を組み合わせさせてやっていることがわかります。特に、アメリカからロースクールの教員を招き、その方の専門領域に属する韓国法の英訳を読んでもらって、その品質についてコメントを受けるといったやり方も効果的だと思います。

内部的にも翻訳の中のスタッフがお互いに翻訳の品質をチェックする仕組みをもっています。こういうふう内部の品質管理と外部の品質管理を組み合わせると、かなり翻訳の品質は良くなるのではないかと思います。

先ほど、韓国の法令情報管理院では一般向けの情報を作っているという話をしました。この業務を担当する50人のスタッフのほとんどは、最低限修士号を持っている人たちで、法律と法律以外の専門家がいますけれど、8割以上が女性の研究者だという点に特徴があります。韓国の非法律家向けの法情報提供が、子供に分かるか、外国人に分かるかという観点を強く意識しており、説明に行き届いた配慮がされているのは、この点に関係があるのかもしれない。

韓国は、今年から翻訳専門家の養成計画を実施します。EU委員会の翻訳総局はそういう人を育てるプログラムを持っていて、対外支援もしています。12月の会議でも、EUの担当者は、いつでも協力するという話をしていました。たぶん、韓国はEUと連携し、EUの仕組みを見据えながら、翻訳者を育成するのでしょうか。人材は、法律、言語それ以外の専門のどちらから来てもいいのですが、それなりにきちんとした訓練をして、より品質の高い翻訳をできるような仕組みを作ろうと方針が感じられます。

中国の翻訳作業の仕組みは、調査中ですが、トラドスのような支援システムを使っているのではないかと想像しています。PKULawには来週訪問調査に行く予定です。翻訳担当者の80%以上の人はマスターを持っていて、すくなくとも5年間の実務経験のある人を雇用しています。これだけの人材を中国が揃えられるようになったということかと思います。

最後に今後の話として3つの点について触れたいと思います。まず、翻訳を通して法情報のもとになる資源を作らないといけない。その資源は、品質が高く、安定的に蓄積しなければなりません。そのためには、トラドスのようなITツールが不可欠です。そのツールを用意しておいて、EUが翻訳を外注するときのように、そのツールの持っているデータを公表し、それを全て使って翻訳するよう求めるというような環境整備が必要であろうと思います。

第二は人材の養成です。国際的な標準を定める機関であるISOでは、翻訳の専門家であるための国際条件を示しつつあります。例えば、修士以上の学位が必要であるなどの条件です。そうすると日本でも人材を育てる場合には、このような条件を意識して育成プログラムを用意する必要があります。翻訳は、多様な専門知識の統合技能を必要とするので、法律家や言語の専門家だけでなく、さまざまなバックグラウンドをもった翻訳者の育成を意識しなければならないと思います。EUの翻訳総局を見ても、法律家は全体の5%くらいしかいません。翻訳学、トランスレーションスタディーズという学問が生成中です。北京大学には、トランスレーションスタディーズという研究部門があり、その部門と翻訳センターが連携しているように見えます。日本ではまだ翻訳学自体が大学に確立していないので、これを今後どうするか、が一つの課題です。

最後に翻訳を安定的に提供する仕組みの整備です。今のところEU、韓国、中国と、全て政府が予算を出して、独占的に行っています。日本でそのような体制をとることはたぶん難しいと思います。そうすると、ある種のPPP、パブリック・プライベート・パートナーシップのようなものを考えるのも一つの方向でしょう。いわば、産官学で、人材を養成してデータを管理するというアイデアです。データの国際的な相互利用も有益です。例えば中国語の法令用語の英訳は、北京大学が持っています。日本の対訳辞書は小さいので、漢字はあってもその英訳はない法令用語が少なくありません。そこで漢字の法令用語を使いながら、韓国、中国の英訳を参照することは、日本の対訳辞書の充実に役立つと思います。

とは言いますが、やはり課題は山積しており、簡単に結論は出せないと思います。御清聴ありがとうございました。

座長 どうもありがとうございました。大変興味深いお話でした。

今の御説明につきまして、コメントなり、御質問なり何かございますでしょうか。はい。

委員 大変興味深い御報告ありがとうございます。ちょっと細かい質問で恐縮なんですけど、韓国の法制研究院と情報院ですか、その説明で「内外の法に関する調査研究と翻訳発表」ということなんですけど、我が国の法令を韓国で翻訳して情報発信してるということはあるんでしょうか。

ゲストスピーカー 日本語の翻訳はしていないと思います。多くの場合、韓国では日本法をちゃんと読んでおいて、韓国法を作るときに参考にしているので、その意味では翻訳の必要がないと思います。また、日本の法令外国語訳データベースは常に参照しているようです。

座長 はい委員。

委員 2つ。韓国の組織の人員と予算、年間予算はおいくらくらいでしょうか。2つ目は、ショックだったのですけれど、おっしゃるとおり、韓国の法令は日本法を翻訳しているものが多かったのですけれども、最近はそのように簡単な言葉を使い始めたということは、日本の法律の作り方がまずいと、ダメだと言われたに等しいと感じて、すごいショックだったんです。韓国の組織の規模なんですけど、日本もこれから追いつける程度の規模なんですか。それともかなり大きいものなんですか。いかがでしょうか。

ゲストスピーカー 人員は法制研究院の中の翻訳センターが50人です。それから、その情報を加工する法令情報管理院で50人、だから約100人ですが、それは事務スタッフを含んでいるので、中核部分はその3割くらいかなと思います。ですから、3、4

0人いれば、かなりの高い品質の翻訳ができると思います。EUは別ですが、他の国の場合は、そんなに多くの翻訳者を抱えているわけではありません。

韓国の予算ですが、今度、聞いておきます。総予算はわかるでしょうが、そのうちの翻訳者の人件費部分がいくらかまではわからないかもしれません。

委員 総予算で良いです。

ゲストスピーカー 総予算、じゃあ総予算は後で調べてお知らせします。

委員 ざくっとどれくらい？

ゲストスピーカー ざくっとどのくらいか、ですね。韓国のウォンベースで調べたものを後でお届けします。【後日の回答では、翻訳センター全体の予算が8億ウォン（およそ8千万円相当）であり、その半分が人件費であるということ】

それから2番目のお話で、日本には法制執務という、法文起案のための資料があります。

韓国もそれに対応するものを持っていました。しかし、数年前にそれを改訂して、日本のやり方はできるだけ避けるという方針にしたようです。そもそも法制處が法案を作るときのコンセプトは、法律は、国民が使うための情報だから、難しい文章はやめるといふものです。どこまで易しくできるかは別問題として、方針としてはそうになっています。これまで韓国は日本を一つのお手本としていました。例えば、日本の法令文は短くてコンパクトに書いてあり、それがいいということになっていました。しかし、それが分かりやすいということとは直結しないので、韓国は、日本とは異なる方針にしたのです。韓国の法制執務の日本語訳は、私たちのチームが持っています。必要ならお見せしたいと思えます。

日本の場合、ほとんどの法案は、内閣法制局を通して用意される政府提出法案です。しかし、韓国では、最近は議員立法の方が多し、政府提出法案も国会で頻繁に修正されています。そういう意味でも議員が書くという比重が増しています。そうすると、文章の統一性と一貫性は減少するかもしれないけれど、分かりやすく書くというのは、かなり政治家として意識することでしょう。韓国の全体像は見えていませんが、こんなところでよろしいでしょうか。

座長 ありがとうございます。はい、委員。

委員 似たような質問ですけれども、その分かりやすさ、いわゆる plain language の動きと翻訳のしやすさとは関係しているのでしょうか。分かりやすくなっているからこそ、翻訳もやりやすいという面もあるだろうかという点と、もう一つ、中国は1週間ないし10日間という非常に早いペースで翻訳が出るとのことですが、韓国の場合は大体どのくらいですか。

ゲストスピーカー 英訳については品質にばらつきがあると聞いています。なるべく最新の法令の英訳にしようとするけれども、改正が多すぎて追いつかない、努力はしているという話を聞いています。そのため、対外的に英訳は現行法とは限らないという断りがついています。それから plain language の話はもともとEU、おそらくスウェーデンから出たもので、EU法をすべてのメンバー国の言語に翻訳するときに、国民が読んで分かるEU法にせよと言われたようです。EUの法令は、ほとんどが英語で起案されるのですが、それをスウェーデン語に直すときに、法律家から見れば、立派な法律文であっ

ても修正せよと要求されたようです。実際に、わかりやすい法文にすることについて、いろんな会議があり、翻訳者も立法者も集められて、どうすれば人々に分かるように書けるのかということがずっと議論されています。ただ、それをわかりやすさを保証するチェックツールなどは、まだできていないようです。しかし、EU委員会の仕事に就きますと、最初に紙を渡されます。それには plain language で文書を書くための 10 項目が書いてあります。第一は、「書く前に考えなさい」です。誰のために書こうとすることを考え、簡潔に書くことというような注意も含まれています。昔から英語の文書作成の基本である plain language の書き方の基本原則は、EUも受け入れています。そもそも、わかりやすいとはどういうことか、という点を継続的に考えながら、成果が上がるとよいと思います。

座長 はい、委員。

委員 韓国や中国のウェブサイトは国際的に使用されているのか、どのように利用されているのか、アンケートがされているのですか。

ゲストスピーカー まず韓国国内では、日本以上に外部評価が厳格なので、どのくらい使われているか、誰が使っているのか調査されます。先ほど、韓国のスマートフォンはいわゆる国民の識別番号に関係づけられているので、誰が使ったかを確認することは可能です。韓国政府が実際にどのような調査をしているかはわかりませんが、アンケートをとるよりも正確な情報がとれる可能性があります。こういった組織や機関が、どういう法律を何回見たか、どのくらいの頻度で見ているかなどを見れば、かなりのデータが手に入ります。アンケートを使っているかもしれませんが、アクセスデータなどからも調査をしているように思います。

それから先ほどの政府の国際支援、ODAの話ですが、韓国は、KOICA（韓国国際協力団）を通じてミャンマーの法令情報を集約して提供するデータベースシステムをミャンマーに提供しました。ミャンマー政府の全法令は、韓国政府のデータベースに似た形で昨年の中頃から運用されるようになったと聞いています。以前、日本の関係者と法整備支援の話をしていたときに、その国の法令全部を集めたデータベースがないと司法制度が動かないから、その種のものを作る必要がありますねという話はしておりました。日本のシステムをベースにしたらという提案だったのですが、うまく発展しませんでした。韓国の援助の長所は、データベースだけでなく、データベースを維持管理できる、ITの専門家を育成したことでしょう。なぜなら、データベースの維持管理は、今後はミャンマー側でできるからです。今後、維持管理が安定的に行われるかどうかは、注目していきたいと思います。

委員 それであればですね、誰がどういう法律の翻訳をよく見たのかということは分かっているということなので、アンケートは必要ではないということですし、ユーザーの立場からいうと何が一番利用されているのか、何が一番必要なのかが分かるということなので、そうすると、将来的に何を翻訳するかが分かるということでしょうか。

ゲストスピーカー そのアンケート結果を法制研究院と法令情報管理院のチームが見ていることが重要です。アンケートを読んで、次にどういうサービスを出したらいいかを考える材料に使うわけです。韓国の法情報ウェブは、こどもたちに韓国の法律の基本的な考え方や学校でのいじめなどについて情報を出します。次に、こどもたちから学校のルー

ルや法律を変えてくださいという意見を出してもらいます。そのため、韓国政府は、こどもたちをこども法制官という肩書で法制局のアドバイザーにします。実際に、こどもたちの意見でルールをかえたというような話が結構ありまして、それはウェブ上で見ることができます。誰が提案したかは、名前の一部が消してあるので、本人を特定することはできないのですが、本人が見たら、それが自分の提案であることがわかります。韓国を調査していたときにおもしろかったのは、小学校か中学校なんですけど、学校の先生がこの本を読んで感想文を書きなさいと宿題をだしました。生徒が図書館に行ったら、本は2冊しかなく貸出中でした。その生徒は、僕たち全員が本を読めないのに、こういう宿題はおかしいから、全員が読めるように e-book にしてほしいという要求を出しました。すると韓国政府は、そういうものは e-book で備えないといけないという指示を出しました。法情報に関するアンケートは情報の活用を良くするためのものなので、韓国のようなフィードバックのシステムは参考になると思います。

委員 いいのでしょうか。ありがとうございます。すばらしいお話で、我々がやるべきことを全部整理していただいたような感じがしておりますが、手短に4つ伺いたいんですが、1つ目は我々の今、取りまとめの議論の中で、こういった法令の翻訳士的な資格が必要ではないかというようなことを議論してみたりしたんですけども、韓国を見てみると100人くらいの人たちがやってらっしゃると、ただこれから専門家を育成していくという話で、一方、中国だと大学の中にそういう学科があると、そこで育てていると考えたときに、資格みたいなを出した方がいいのか、それとも大学にそういうものを作って、そこを出た人が更なるトレーニングを受けてやるという形にした方がいいのか、はたまた韓国のように国の中でそういうものを作って、国の役人としてやっていくというふうにやった方がいいのかを考えたときに、先生は資格を日本で作ってみるということに関して、どう考えられるのかひとつ伺いたい。

2つ目の質問は、先生の最後のところの3番目で、Public-Private Partnership, P P Pみたいなものというお話があったんですが、そういうものも日本で考えられると思うんですが、そのP P Pのときに、どういうプライベートにどういう形で入ってもらおうと、これをマークするというようなイメージをお持ちなのか伺いたい。

3つ目は、韓国なんかもアジアとEUでああいったものをやりましょうと声をかけてらっしゃって、逆に言うと、日本がそういうものをもっと掲げて、世界と一緒にやっていくというのも1つの予算の取り方としてはあるのかなと思ったりしたんですけども、日本にそういう動きはあるんでしょうかということ。

4番目は、日本では判例については後回していいのではないかなというような議論もあるんですけども、他の国の法制度は私はよく存じ上げないんですが、判例のようなものに関しての英語化のスピード感、プライオリティというのは先生から御覧になるとどう見えるのでしょうか、という4つです。

ゲストスピーカー はい、資格ですが、国内資格は国内でしか通用しません。EUは、加盟国の法情報を保有していますが、中国、日本、ロシアといった国の法に関する非公表のデータベースを持っています。EUがたとえば日本法に関する翻訳をする人を雇おうと思ったら、日本の国内資格で十分かと考える余地があります。ですから、人材を国際的に提供するつもりなら、資格の国際的通用性のある程度考えて、翻訳士というような資

格を設けるのがよいという気がします。現状では、そういう資格をもった専門家のプールはないので、まずプールを作るところからはじめないといけません。まず、第一段階として国内資格を設け、人材を本格的に育成するときには、主要国と相談の上、国内資格と国際資格の内容をほぼ同じにするというような作業が必要でしょう。

PPPの話題ですが、例えば、翻訳士を養成しようとしたときに考えられる受け皿は、まず、外国語系の大学です。中国は法学部を急速に拡大させたときに、外国法対応として、外国語大卒を法学修士課程に多数受け入れました。複数の外国語ができる人材が、法律学を勉強し、その一部は中国法令の外国語訳に参加することができます。法律系の人の場合には、法令のこなれた英訳ができなかつたりすることがあります。ところが、本格的に英語をやってきたような人たちは、語学の点は問題ない、次は法律学の知識になります。日本でも受け皿を大学にして同様のことをやってもよいかもしれません。しかし、日本の法律の書き方の詳細は、現在の日本の法学系ではまったく教えていないので、きちんとしたプログラムで追加教育をする必要があります。それを教えるとなると、法制局の専門家が支援する仕組みがいるでしょう。

翻訳した法令の出版をすることについて、大学の出版会はノウハウをもっていません。そこで、法令の出版のノウハウをもった編集者と翻訳者のグループ、さらには大学も資金を出して、ある意味のジョイントベンチャーをすることも考えていいでしょう。そういう格好のPPPはあり得るのかなと考えます。

それから、国際的なネットワーク構築の話なんですけど、日本がネットワーク作りで遅れたのは、実は、その種のネットワーク作りはどの官庁の所管にもなっていなかったからでしょう。韓国の法制研究院は、もともと韓国の法制局で法律を作るための外国法調査業務から出発しています。その延長上に世界の法情報を集めるという業務が発展したと思います。ネットワーク構築には情報発信と国際的な人脈が不可欠です。法制研究院は、以前からALIN Asia Legal Information Networkという仕組みの構築に熱心でした。法制研究院の予算でもって、年に1回くらい国際会議をやっていました。法制研究院は、当然日本の法情報に関心があるので、日本から誰を招くかは課題でした。大学の研究者は、簡単に特定できるのでいいのですが、日本政府のどの機関に話を持っていくのかは、迷っていたように見受けられます。ALINは法情報の共有に関するネットワークの構想ですが、今回は、法令の英訳に関するネットワークです。法制研究院は、EU委員会の翻訳総局と提携しています。EU委員会は、ヨーロッパ言語の法情報・多言語翻訳のデータベースを持っています。中国、韓国は、韓国語、中国語の法令英訳データをEUの多言語法令翻訳データを連動させれば、世界的な動きを作ることができると考えているようです。中国の動向ははっきりしませんが、韓国はEUと一緒にやろうという明確な意識があると思います。日本は、その動きに協力することができます。日本のデータは韓国にとっても重要です。私の調べたデータでは、たぶん韓国の法令の用語と日本の法令用語のおよそ35%は、共通しています。アジアの法令用語とその英訳などを世界と共有する仕組みに、日本が参加することには大きな意義があります。

4番目の判例の英訳の話題です。法律家からすると、条文だけ英訳してもらっても・・・というのが本音でしょう。法律家は、現に生きている法を知りたいのです。そのためには条文、判例、詳細な事実関係、関係者の関係、社会状況などさまざまな情報を総合する作業

が必要です。条文の翻訳が手に入っても、作業の入り口に立ったくらいなのです。そのため、実務の世界では、判例その他の資料まで見に行きます。でも、そんな情報を必要とするのは、実際には、大弁護士事務所とかに限られます。そのような情報を政府の資金で翻訳するのがいいかどうかは慎重に判断すべきです。それよりも、例えば、日本にいるブラジルの人たちのために、ポルトガル語で最新の要約した法情報を提供する方がいいかもしれません。このように考えると、判例の英訳への投資の優先順位はそれほど高くないように思います。

委員 ありがとうございます。大変クリアになりました。ありがとうございます。

座長 ほかに、はい。

委員 韓国がここまで来るのに、どのくらいかかったのでしょうか。確か1992年から、とおっしゃったのですが、その頃からずっと本格的に取り組んできたのでしょうか。また、協力体制も非常に重要ですけども、必ず利害関係もあるだろうと思いますので、PPPと言いながら、韓国において誰がイニシアチブをとって、どのような対立が生じてきたのでしょうか。

ゲストスピーカー 韓国では、1992年から法令の英訳事業を始め、数年内にほとんど重要な法令の翻訳を終えました。それは大統領命令があったからです。強大な権力を持つ韓国の大統領の指令があれば、指令があった翌日から韓国政府は全部動くのです。それは日本にはないことです。しかも歴代大統領は、法令英訳事業を続けさせたのです。それは、韓国の世界的評価を高めるという戦略の一つだったからです。それから、韓国では、法制局が独自にさまざまな活動を進めてきたという点も影響しているようです。私たちはここ10年以上、法制處の人たちと付き合っていますが、法制處は、英訳作業や法情報の提供作業を熱心に進めています。自分たちの仕事は、法律情報を一般人に分かるようにして、それによって韓国の民主主義の実現に貢献するのだという話でした。しかも、その推進メンバーは先ほどもお話ししましたように、国民を意識した研究者タイプの人が多いのです。そのために、法務の中心部である法務省との距離を置きながら、ある程度理想を追求することになったという印象を持ちます。さらに、英訳の人材確保については法制處の方に力がありました。韓国の法令は全部、法制處が編さんして販売し、大きな収入を得ていました。この資金が法令の英訳と国民向け法情報の作成を担当する人材確保に使われました。資金は、国民のために還元するのが当然だという話になったようです。だから、採用の仕方も日本の公務員採用とは違って、一種の独立行政法人のような組織を設け、かなり柔軟な採用をしているように思えます。修士号以上を持つ人材を採用し、アメリカ法、ドイツ法、フランス法、日本法研究チームのような形で組織し、それぞれの研究者のグループが創意工夫で新しい形の情報提供を考えて、そのためのデータを用意するというような仕組みを作ることに成功しています。各国の法令を研究している人たちが、年に1回集まって、来年どうしようという議論に基づいて年次計画を立てます。それを法制處は、基本的に認めているようです。法制研究院のトップも法令情報管理院のトップも、お役人かというとお役人じゃないことがあります。大学の有名な先生だったり、外交官であったりして、そういう人たちが全体の統括をし、組織としてはかなり自由な形にしてあるような印象を持ちました。こんなんでもよろしいですか。

座長 ありがとうございます。松浦先生の話が非常におもしろいので、質問が尽きない

のですが…。

委員 もう1点だけいいですか。

座長 手短にお願いします。

委員 すみません。各国の法令の情報交換ということかというと、例えばLAWASIA（ローエイシア）などの組織がありますね。法曹関係者が40か国くらいでしょうか、アジアで1960年代から活動し、最先端の法令改正などについてディスカッションしたり情報公開しているようですが、そうしたものとうまく連携するとか、もちろんそれだけではなくいろいろな組織やシステム等があると思うんですが、PPPに関して。

ゲストスピーカー ローエイシアについて私の意見ですが、参加費を10万円も取ったら出席できる人は限られます。10万円の会費で、参加する研究者はほとんどいないでしょう。参加者は、弁護士会長とかになります。そういう人たちがお集まりになったところは、それはそれで意味がありますが、具体的な政策立案の議論のようなものは、そこではできないと思います。どちらかという、翻訳センターのネットワークとか法改正を考えている専門家の国際的ネットワークの方が、はるかに早く動けるし、大きな政策立案はともかく、具体的な成果はあがるのではないかと思います。

委員 ローエイシアに限ったわけではなく、そういうのも使っていけないかと。

ゲストスピーカー 結局、年に1回集まってもたいしたことはできません。やるのであれば、長期プロジェクトを組んで、何年か計画で何かを実現する方式が必要です。時々、「やあやあ」というのはいいんですけども、目に見える仕事をするのなら、ちゃんと計画を作って連携して結果をだすというところの仕組みがあるかどうかだと思います。そのやり方は必ずしも大きな予算を必要としないと思います。

座長 私もローエイシアのメンバーですけど、全く松浦先生の意見に賛成です。

それでは、先を急ぎますので、次の議題に進みたいと思います。議論の参考として、今日お配りした資料5と6を読んでる暇がありません。事務局の方で5、6に非常に要領よくまとめてありますので、これをベースに議論を進めたいと思います。

まず、座長試案の第1に「プロジェクトの理念」、「現状の評価と課題」、それから「今後目指していくべき基本的ビジョン」とありますが、この3つについてまとめて議論したいと思います。資料5の1番上の欄です。国家の翻訳事業というのは、国家の基本的インフラ整備として大変意義がある。それからビジネス支援、日本に滞在する外国人など、幅広い受益者を念頭に、効果的資源の配分、投入、成果の実現を目指すべき、それから重要法令の翻訳未整備や翻訳提供までの長期化等の課題があります。それから、本プロジェクトは政府の翻訳事業であることを基本に、民間の知見・技術等を活用し、利用者の意見を十分に反映して、さらに魅力あるサービスにすべきということです。まずはこれらについて議論をしたいと思います。御意見いかがでしょうか。詳しくは4の中身を見ていただきたいと思います。

先ほど、松浦先生からの報告がありましたけれども、日本の体制と韓国の体制の最も大きな違いは、韓国の翻訳担当局にかなり高額の前算が認められているということです。私も3年くらい前に法令翻訳のシンポジウムで韓国に行きましたが、実に潤沢に資金を使っているという感じがしました。幅広い受益者のために、色々なことをやろうとすると、お金がかかるということなんだろうと思います。何か御意見ございますでしょうか。

はい、委員。

委員 後からにも関係するだろうと思いますけれども、また、先ほどの委員の質問とも関係しますけれども、まさに、ニーズの把握は非常に重要であって、検索してきた人の、少なくともそれをフォローしていて、何を探してきたのかということ調べて、不満で見つからなかったということも、それも重要な情報となります。これまでの議論ですと、ビジネスのニーズですとか、あるいは、在日外国人のニーズなどの議論が多かったし、もちろんそのようなニーズは重要ですが、検索して来た人々は何を探しているかということが分かったと、他のニーズも明確になるかもしれません。ですので、そのような情報を把握することの重要性を認識して、それをフォローすべきだと思います。

その中で、例えば、外国人保護の観点ということですが、たまたま、確定申告の時期ですので、tax 関連のものですとか、ずっと日本に住んでいる人ですと、そういった税金関連の悩み、相続関連の悩み、あるいは福祉関係の悩み、そういった日常生活上の悩みも相当あると思いますが、それも法令翻訳プロジェクトの対象として考えるべきだと思います。先ほどの松浦先生の発表に、法テラスの話が出ましたが、もちろん、法テラスと同じようなプロセスにはなりませんけれども、法テラスのコールセンターで、どういう人で、どのようなニーズで電話してくるのかということをもっと調べて、それに応じて、よくある質問（FAQ）のページなどを設けたりしていますが、同じように、法令のサイトを検索してきた人をフォローして行って、それに応えるための情報を提供することが1つの考えられるアプローチなのではないかと思います。

コールセンターのもう1つの特徴は、相談する人のニーズに応じて、専門家を紹介していくということです。無料法律相談ですとか、あるいは、その分野を専門とする法律事務所、司法書士などの紹介を行なうわけです。同じように、このプロジェクトの一環として、問合せ先、こういうような悩みであれば、こういったパブリック事務所ですとか、外国人で人権問題であれば、その問合せ先の情報を提供するというのも、直接的には法令の翻訳ではありませんけれども、ユーザーのニーズに応えるための考えるアプローチの1つなのではないかと思います。

座長 はい、ありがとうございました。確かに、我々、法律文の翻訳ばかりにこだわっていましたが、法令の翻訳ばかりでなくて、例えば韓国在住の日本人向けの法情報提供サービスはうまくできていると思います。非常に短い文章で的確に情報が提供されることは、大変利用者にとって有り難いことです。もっと正確に内容を知りたい人が英文の条文を読めばよいわけです。それから、サイトの中で翻訳して欲しい法律の要望を提出する場所があると便利です。こういうところで、ニーズというのはだいぶ把握できるのかなと思います。ちょっと前にお話しましたが、数多い法律のなかで翻訳ニーズを把握するのは難しい。法令の所管省庁が1番よく分かっているだろうということで、翻訳ニーズの把握は所管省庁に任せましたが、これは、半分失敗しました。所管省庁に任せると、翻訳のニーズがあっても、翻訳が面倒くさい法律の翻訳はやらないというような傾向もあります。翻訳の優先順位の決定に関しては韓国の例が参考になると思いました。はい、松浦先生。

ゲストスピーカー 補足ですけれども、韓国の法律にはすべて電話番号がついています。この法律について分からないので説明が欲しいと電話をかけると、担当者が対応します。

私の研究仲間の韓国の方が日本から特定の法律について電話をかけると、担当者が丁寧な対応をしてくれたという報告をもらいました。通常は、その部局の1番若い人が電話対応に出るのですが、依頼内容を聞いて、その場で回答できるものは、回答するけど、できない場合は「2日ください。」と言って、内部で検討した結果、2日後に答えをくれるそうです。本当にいい意見だったら、文書にしてほしいという依頼をし、その文書は法制處に送られます。法制處は、法制處としての意見を付け、所管の官庁に検討を求めることになります。ところで、すでにお話ししたように、その電話は誰がかけているかは分かりません。それでも韓国の場合は意見や質問、苦情が出てくるようです。法制處や所管官庁は、大変だろうと思われませんが、法制處の関係者はそれなりに処理しているという話でした。

座長 はい、委員。

委員 先生がおっしゃるように、ユーザーの立場はとても大事だと思います。翻訳のウェブサイトを作ったときに、なるべく分かりやすく、英語からもアクセスできるといいんじゃないかと思いますね。あとは、プラクティカルに考えて、法律みるだけでなく、悩んでいる在日外国人とか、外資系の会社とかの質問事項に簡単に答えるやり方もあるかもしれない。例えば、日本で会社を設立したいという場合は、日本の法律の中でどの法律が関係するのか、どういう条件があるのか、私の分野になるんですけども、銀行の支店を開きたいということになれば、どういう免許が必要なのか、どういう法律が関係するのかとかですね、在日の人であれば、先生がおっしゃるように、税金の問題はとても大きいことなので、どういう税金に関してどういう方法が必要なのか、質問から入っていればいいのではないかと思います。質問の答えが、なるべくウェブサイトに出て、どういう法律に關係するのか、もっと深く勉強できるように、リンクを作ればいいのではないかと思います。

座長 はい、ありがとうございます。はい、委員。

委員 はい、ありがとうございます。今、プロジェクトの理念・課題・ビジョンのところだと思うんですけど、ここに関して、先ほどの韓国の話を伺っていても感じたことで、1つ入れていただきたいというのが、この「受益者」というのが、この文章を読むと弁護士等とか、それから外国人って、幅広い受益者の中には国民が入っているんだと思うんですが、国の事業ですので、結局、外国人って日本にいらっしゃる方を支援するのは日本人ですから、日本国民がまず使いやすいという目線を入れておかないと、多分何がずれていくのではないかなという気がしますので、日本国民という言葉を入れた方がいいのかってというのは、ちょっと、私も議論が必要かとは思いますが、何だか本来の日本国民が置き去りにされている感じがあるので、そういう視点は入っていた方がいいのではないかと思います。

座長 法令英訳の名宛人は、日本と関係を持つ全世界の人間なのです。つまり、法律をなぜ官報で公開するかというと、法律を知ってもらって、日本の法律を守ってもらわなければならないからなのです。公布の目的からすれば、日本国籍は関係ないはずですね、アメリカ人であると韓国人であると、日本と関連を持つ人たちには全員、日本の法律を知らしめなければいけない。ただ、全世界の言語に翻訳するわけにはいかないから、便宜的に、公用語である日本語に訳しているわけです。

委員 はい。先生がおっしゃるとおりなんです。ただ、私が申し上げたかったのは、今

日、データとしては、誤差の範囲だと御指摘を受けたアンケートではありますが、結局、日本の方が外国とやりとりをする、外国の人に分かっていただくためにこれを使うということは、往々にあると思います。そういう意味では、全世界の日本と関わる方のためにはあるのですが、まず、日本の人が使えるものでなきゃいけないので、どこかに何かそういう世界と日本とやりとりをするための人たち、これが弁護士と日本に住む外国人だと、ちょっと狭く見えるので、すいません、私の説明が悪くて、どうぞよろしく願います。

座長 はい、ありがとうございます。他に御意見ございますか。

それでは、とりあえず次の論点に進むとして、第4の「優先的に取り組むべきコンテンツの充実」、「利用サービスの改善」の問題と「更なる検討課題」、「民間や海外機関等との共有・連携」であります。それから、「継続的に更に検討していくべき課題」、この3つにつきまして、御議論願いたいと思います。御意見ございますでしょうか。

委員 じゃ、よろしいですか。今の韓国や中国の例のいいところは取り入れていけばいいと思いますので、その法令翻訳センターみたいなことを専従の職員でつくるということも1つ考える余地があるのかというふうに思っております。これは委員会としての提言ですから、具体的に踏み込んだところまで提案として、採用されるかどうかはともかくとして、書き込んででもよろしいのではないかというふうに私の印象として受けております。そのときにですね、そういう機関をつくるのなら、法令の翻訳だけではなくて、もう少し関連情報、先ほどの判例とかいろいろありましたけれども、それだけではなくてですね、例えば、海外のメディアで勝手に翻訳されていることが、正しく状況を把握していないような場面がたくさんあります。具体的な例をあげると、「靖国神社」は「Yasukuni shrine」と訳すかと思いますが、ニューヨークタイムズでは、しばしば「Yasukuni war shrine」、「靖国戦争神社」と訳されているのを目にします。こういうのはですね、我が国の国益にとっては、あるいは正しい現状理解にとっては、あまりよろしくない事例ではないかというふうに思いますし、前回でも話題になりましたゴーンさんを巡る事件などでも、フランスのメディアが勾留期限だとか何とかということに対して、正しい法的な知識を持って報道していないと危惧されることがあります。そういうことに対する、きちんとした説明とかですね。翻訳の間違いで誤解が生じるような恐れをきちんとウォッチして、情報発信できるような機能をつけておくというのが望まれるのではないのでしょうか。そういう機能を持っている組織というのは、今、日本の中に統一的にあるのかどうかというと、一部では、たまたま目にしたから反論しておきましたとか、そういうことはあるとは思いますが、情報発信を本当に有効にするためには、そういうセンターをつくったら、そこにそれも付加しておくというのも必要ではないかというふうに思っております。

座長 はい、ありがとうございます。そのとおりでございます。

「継続的に更に検討していくべき課題」のところの中には、先ほど議論が出ました plain language の問題があります。コモンローでも昔から plain English 運動があります。すなわち、一般の人が理解できない専門用語、業界用語や隠語は使わないで、平易な言葉を使おうという運動です。リーガリーズ (legalese : 法律用語、法律家用語) はもう使わない。ところが、さっきお話しした、日本の「法制執務」という日本の法令の起

案をするときのルール集があります。あれはリーガリーズの集大成でやめてほしいと思います。例えば、「または」、「もしくは」の区別があります。英語では or ですからね。区別のしようがないわけですよ。(1),(2)と項目分けをすることで簡単にもっと明確に分かりやすく説明できます。「または」は大きなくくり、「もしくは」小さなくくりを使う、などという専門家しか知らないルールがなくとも、分かりやすい条文は書けます。ところが、日本の法律をつくる人は、一般の人達は『または』と『もしくは』の違いを知らないだろう、俺達は知ってるぞ」とこういう上から目線で法律を作っているような気がしてしょうがない。大学に入って「法学入門」でまず最初に教わるのが、「善意」と「悪意」の意味です。「善意」とは事情を知らないことである、「悪意」とは事情を知っていることである、「善い」と「悪い」とは関係ない。と、こう教わる。それだったら、「～を知っている」とか、「～を知らない」とか法文に書けばいい。そういう法律家仲間にだけ通じる特殊用語が非常に多い。これが、先ほど先生の御質問にもありましたけれど、非常に翻訳を阻害しています。これを止めることができれば、日本の法律はたいへんに分かり安いものになり、国民の法律理解に対する貢献ができるんじゃないかと思っております。

委員 先生のおっしゃることは、私は200%賛成なんですけど、それは、まとめの中だと、非常にゆるくしか書いていないですね。第6の1番最後の「本プロジェクトの直接の対象ではないものの、日本法令の用語・表現そのものの分かりやすさの改善」もうちょっと踏み込んでよろしいのではないのでしょうか。

委員 そこは踏み込みすぎかもしれない。

座長 ありがとうございます。はい、委員。

委員 法律の書き方の話が出たと思うんですけども、それだけでなく、日本法の仕組み、かなり複雑なので、分かりにくいのではないかと思います。法令と法律があってどういう関係があるのか、日本法全体の構造を簡単にウェブサイトの説明した方がいいのではないかと思います。見取り図でもいいですけど、全体のシステムをどういう風に理解すればよいのか、紹介が必要なのではないかと思います。

座長 分かりました。ありがとうございます。

委員 ずっと前の教授会において、ロースクールの「ロー」と「スクール」の間に「・」が入るのかどうかということまで、文科省の指示で「・」を入れなければいけないなどという話もあって、こんなに細かいところまで教授会で議論しないといけないのかと思いました。とにかく、細かいことが多いのです。先ほど利害関係の話が出ましたが、果たして、弁護士会はどう思っているのか、と思うことがあります。せっかくこれまで非常に複雑な条文をずっと勉強してきて、その知識が弁護士の added value, 付加価値のようなものになっているのではないかと思います。最近の会社法の改正の一つの狙いは、より分かりやすいものにするということでしたが、中には従来のものにこだわったのは、どうやらずっと何年も勉強してやっとマスターしたものを手放すのかということ、抵抗が出たのではないかと私が見ていました。しかし、韓国のように一般市民からみて分かりやすい法令にするのは、国民の利益を考えた場合、非常に重要な視点だと思います。

ゲストスピーカー いろいろと日本の法令の書き方は批判されるんですけども、日本の法律の作り方が非常にきちりしていることも認めるべきです。ある意味で、世界の冠

たるものだと私は思っています。そのため、立法の不手際や調整不足が原因でアメリカの裁判所がたくさん処理している問題が日本では起きないのです。例えば、ある用語が法律によって違う意味に使われていて、それで解釈問題が日本で起きることは極めて稀です。日本の法律に出てくる単語も定義もすべて機械的に探し出すことができます。「・・・とは・・・を言う」というような定義は、全部探し出すことができます。その言葉の意味は、少なくともある法の領域においては一貫して使われています。それから、日本では、関連法令という言い方をしますが、ある法律を一語変えたら、いくつ他の法律を変えないといけないのかという問いとして御理解ください。その情報もかなりのところ、機械的に探すことができます。簡略版は六法全書の中の「参照法令」という見出しで示されています。法令をもっと分かりやすく書くといっても、整合性や一貫性への配慮も必要です。情報科学の助けを今後も求めていくべきでしょう。

日本政府の e-government の法令データベースは、もともと、法律を書くために作られたようです。ある単語が、現行の法律中でどういうふうに使われているか、全部調べることができるからです。法律を書く人は、過去の用例に矛盾しないように言葉を使えと言われる。このような一貫性への配慮は、日本の優れたところで、韓国にもそれがありますが、アメリカ法にはありません。こういった点も考慮に値するでしょう。

座長 法制執務のようなものは、アメリカにはない。例えばアメリカの連邦破産法が 1978 年に全面改正されました。1984 年に 1978 年法の改正がありました。改正部分だけで 1 冊の本になっていました。その本のうちの 3 分の 2 が文法的な誤りを直す改正です。つまり、主語が三人称単数なのに、動詞に s がついていないところもたくさんある。そこで、動詞に s をつける、という改正法条文ができています。なんでそんなバカなことが起きるんだって聞いたら、アメリカは政治で法律が決まる。そうすると、議会にかける前に、民主党と共和党が交渉する。条文の案を長い紙に書いて、廊下に並べて、ここをこうしろ、あそこをああしろとこうやる。だから、全部の条文の整合性をとったりする暇がない。特に法律文章は挿入句が多い。挿入句が多いので、長い挿入句を入れているうちに、主語が単数だったか複数だったか忘れてしまう。そういう立法のやり方だから、アメリカでは日本のような精密な細かな立法技術が成り立たない。

委員 すいません。アメリカの弁護をするつもりはないけれども、アメリカの立法過程は、日本とは全く違うんですよ。今、おっしゃったやつは、さすがに今はやっていないと思いますけど、基本的には実務は若い議会スタッフがやっているんですよ。議員が雇用する立法補佐官がやっているわけですよ。しかも、米議会は議員なら誰でも修正案が出せます。要するに、法案は土壇場でごろごろ変わって、同じ法案について何十もの修正案が出て、最後の段階でポツと決まるんですよ。こんなもの、日本のように法制局にかけている暇なんか絶対ないんです、もともと。ですから、それはないものねだりだと思います。私も法制局と何度も仕事をやったから、個人的には恨みの方がいいんですけども、確かに法的整合性は大事です。しかし、今の世の中に、あれだけ難しいこねくり回した言い方をやって、「どうだ、すごいだろ」と言ったところで、「それがどうした」と、国民に分からなかったら意味がないわけなんで、私はどちらかということ、座長のおっしゃるとおり、あれはやめた方がいいと思います。

座長 ありがとうございます。委員。

委員 私，松浦先生が御指摘くださった，日本の法令というのは1つの言葉をきちんと定義立てて，それが見える化ができてないだけだという御指摘は，非常に大切な御指摘だと思ひまして，取りまとめの第4の3つめの のところで，これから，法体系をいわば見取り図を作りますと書いてくださっているんですが，この前提のところ，日本の法令というのは，非常に言葉の定義がきちんと対応されていて，関連法案もしっかりつながっているのだから，こういったものを作りますというような，よいところを是非ここに御記載いただくと，この見取り図を作るこの意味というのがより際立つのではないかとこのように思ひました。

座長 はい，ありがとうございます。他に御意見ございますか。

参事官 1点御紹介として，本日御欠席の委員から，事前に御意見をいただいております。法令翻訳サービスのあり方について様々な御意見をいただいておりますので，簡単に御紹介させていただきますと，今回の座長試案にある，法改正に対応したタイムリーな翻訳の提供，改正の概要情報の翻訳提供は，全面的に支持したいという御意見であります。また，法体系情報の翻訳については，総体として，優先順位を下げるべきではないかという御意見もいただいております。さらに，法令翻訳の利用サービスとしては，法令検索機能の改善が必須ではないかという御意見をいただいております。最後，法令翻訳士資格の創設という論点については，有効な制度になり得ないのではないかとこのように御指摘をいただいております。これらの御意見も合わせて，引き続き，御議論していただければと思ひます。

座長 ありがとうございます。全体の体系，法令相互の関係を概括的に説明する法文や基本情報の提供は，委員から逆の意見がありましたので，ここはいろんな御意見がいろいろところだと思ひます。

それから，前にも委員がおっしゃっていましたが，「competition」や「antitrust」，色んなワードで検索をかけられるようにする必要があります。例えば日本の独禁法の本名は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」と，私でもよく分からないような題がついています。正確な法令名ではなくとも，平易な単語や通称で検索できる検索システムは確かに非常に重要だろうと考えております。

翻訳士については，どうも否定的な意見が多いと思ひます。松浦先生のおっしゃるように，翻訳は，修士レベルの教育が必要です。日本にある外国の大学を利用するってのは，非常にいいアイデアじゃないかと思ひます。翻訳には，語学以上にかなり広い知識が必要です。何をもちいて翻訳士の試験の合格レベルにするか，非常に難しい問題があります。他に御意見ございますか。はい，委員。

委員 最後の翻訳士のところは，「翻訳士」という言葉が先に歩かないようには注意しなきゃいけないと思ひますが，松浦先生のお話にもありましたが，やっぱり，法令を翻訳する能力を持つ人の育成というのは喫緊の課題だと思ひますよね。なので，そこは，明らかに明確にしておかなくてはいけなくて。そのために，この「翻訳士」がいいのか，それとも，別の枠組みにするのか，そこまではちゃんと書いておかないと，非常にこれだけ削除してしまつたら，そのスピード感が一気に落ちてしまう不安があるわけで，そこは是非よろしくお願ひします。

座長 はい，松浦先生。

ゲストスピーカー 翻訳士の話をするとき、個人プレイとして考えない方がいいと思います。ある個人が自分の努力で何かを作ろうというのが翻訳だと思うのは間違いです。翻訳するには、ちゃんとした翻訳支援の環境整備が必要で、翻訳士はその環境の支援の中で作業をするのです。ですから、EUの体制を見ると、詳細な辞書があって、ある単語が法律の分野ではこういう意味を持つ、投資の分野だとこういう意味、保険だとこうなっている、経済だとこうなっている参考情報が与えられます。参考情報は、linguisticsの専門家がチェックしたものを集めたものです。翻訳するとき、ある単語を考えます。この単語を選んでいいかは、法律の世界の用語に加えて、他の領域の用語との突き合わせをしたうえで判断します。そういった支援環境がないと、ちゃんとした翻訳はできません。本日は、支援ツールであるトラドスのお話をしましたが、過去の翻訳例は、法律家にとっての過去の判例と同様の機能を持っているからです。過去の用例が全部出てきて、自分の持っている文章の9割は過去の文章から同じだとすると、残りの10%だけを翻訳すればいいはず。このような支援環境を意識しながら翻訳士の話をするのが、有益です。英検1級みたいにある試験で個人の能力を判定するようなアプローチには無理があると思います。EUは機械翻訳を利用しています。もちろん、機械翻訳は、100%信頼できるわけではありません。しかし、それなりの人が機械翻訳を使ってもっといい翻訳にすることは十分可能です。そこまでの仕組みをちゃんと入れた上で、それを使いこなせる方に翻訳士の資格を認めるほうが生産的だと思います。

委員 いいですか。ありがとうございます。とてもすばらしい御指摘で、とってなりますと、この第6の中に入れなきゃいけないのは、そういった翻訳の人材を育成することと、人材が活躍できるためのインフラ、その翻訳生態系みたいなものをきちんと整備しなくてはいけないということ、その生態系に必要なものというのは、今、松浦先生がたくさんおっしゃってくださったようなものをある程度書き込んでおくということなのかなとも思いました。ありがとうございました。

座長 他に御意見ございますか。はい、委員

委員 第6の中でPRと触れてあるんですけど、さっきのアンケートを見てですね。回答率が低かったし、外資系が多分取れなかったこともあるんで、国際的に、法務省が翻訳している法律があるということをおそらく知られていないと思いますね。そうすると、もっと積極的にPR活動を国際的に行った方がいいのではないかと思いますね。日本大使館を通して、ウェブサイトを通して、色んな情報を使って、ちゃんと日本の法律を英語でも理解できるような手段があるということをもっとアピールした方がいいと思います。

座長 はい、ありがとうございます。日本国内でも、ちょっと宣伝が不足しておりますので、ましてや外国ではかなり宣伝は不足していると思っています。

委員 先ほどの翻訳士の話で、資格という制度にするために、どうしても国家試験ができたりするようなことになるのではないかと思いますので、翻訳士ということにしない方がよいと思いますけれども、しかし確かに翻訳できる人を育成しないといけないんです。先ほどの松浦先生のお話にありました、41ページあたりですかね。翻訳スタッフの一般研修において、エキスパートによるレクチャーで「accurate understanding of practical legal terminology」を育成して、そしてその次のページあたりで紹介されているように専門家による講演をまず受けてから翻訳に取りかかり、法令の意味合いがよ

く分かった上で翻訳するというのですが、そのアプローチではよりよいものができるに違いないだろうと思います。ですので、それも取り入れるべきであろうと思います。

座長 ありがとうございます。確かに法律文の翻訳は、他の翻訳とは必要なスキルが違うと思います。問題なのは、日本では翻訳技術を文学部の先生が文学の翻訳のため教えていることです。そうすると、感情とか感激をどう伝えるかということが中心の技術となります。カールブッセ作上田敏訳「山のあなたの空遠く」じゃないけど、感動的な名文を書く技術を教える。法律の翻訳家は感情や感動を排除して正確に思想を伝えることが求められる。例えば、法令翻訳を始めた当初、正確を期すために、1つの法律用語について、1つの決まった英訳をつけようと思いました。例えば「株式会社」を business corporation や public company など、いろいろな表現で表現したらダメで「株式会社」なら常に「stock company」に訳すことが必要です。しかし、すぐにこの原則は貫徹できないことに気づきました。例えば、「債権」なんて、とても1つの英語の言葉にならない。そもそも、日本語の法律用語の多くが英語に全く対応していない以上、しかも一つの日本法律語の守備範囲を英語では3つ、4つの単語で事情に応じて表現しているようなことを1つの単語に訳せるわけがない。そういう基本的なことも分からず、この仕事を十何年も始めたわけです。そういう過去の経験に基づくノウハウ集をまとめて、後世に伝えていかないといけない。伝える手段は本がいいのか学校がいいのか分かりませんが、そういうようなことを考えています。はい、委員。

委員 御意見が出ている「法令翻訳士」というものをかちっとした形で作ってしまうと、国家試験はどうする、資格はどうするということになるかもしれませんが、でも、この分野の優秀な人材を育てようと思ったら、現実的な手法としては、やはり、そういう見える形でのゴールを置いて、大学なり高等機関なりで、教育をしていくという方策が手取り早いのではないのでしょうか。教育機関でそういう方面を目指すような学生を教育していくためには、分かりやすい仕組みというの必要だと思います。それが「法令翻訳士」というものかどうかはともかくとして、新しい仕組みをいれていく。育てましょって唱えるだけでは育たないので、本当に育てるための手立てとして、有効なのはそういう仕組みというものを考える余地があるのではないかというふうに私は思います。

座長 はい、ありがとうございます。だいぶ時間が回ってきましたので、最後に第7の「民間や海外機関等との共有・連携」、これ松浦先生から有益な示唆をいただきました。それから「今後におけるビジョンの実現とフォローアップ」について議論したいと思います。最後の問題ですので、今まで出し忘れた問題でも結構ですが、御自由に御議論いただきたいと思います。いかがでしょうか。

海外機関等との共有・連携というのは、実は我々の法令外国語訳推進会議としては全くやっていない。これからは、韓国、中国、それからEUとの連携は進めていかなきゃいけないということは感じております。

はい、委員。

委員 翻訳というだけではなく、ユーザーとして外資系の会社や外国人は、官民の協力が必要ではないかと思います。学者の世界だけでなく、行政の世界だけでなく、ビジネスの関係とか連絡すればいいかと思います。海外の部署もありますし、日本にもそうい

うところがありますね。商工会議所とかですね。民間の外資系の集まりがあるということなので、そういうところと連携をとって、どういう法律が必要であるのか、どういうふううまく使いやすいのか、相談すればいいのではないかと思います。

座長 はい、ありがとうございます。はい、委員。

委員 様々な性格の異なる組織の間の連携を図るときに大事なのはコーディネーターだと思っんですね。そのコーディネーターが扇の要のような役割をきちっと果たせば、連携はうまくいくだろうと思っのですが。戦略ビジョンの策定についても重要法令の翻訳という場合、どこまでが重要なのか、どれが重要なのか、優先順位をどうするのか、等というのを判断する基準みたいなものも必要になってくると思っのですが、まさにそれが戦略だと思っすけれども、そういう役割を果たすような個人かチームか分かりませんけれども、そういう組織というものが、今はまだないんじゃないかと思っんです。コーディネーター的な役割のところですね。これは1つ創設した方がいいのではないかと思っます。

座長 おっしゃるとおり、組織が今のところ何も無いんですよ。推進会議があるだけでございまして。これからの問題だと思っます。

ということで、第8のビジョンの実現とフォローアップは、かなり具体的にタイムリミットをつけて書いてあります。これは、かなりインパクトがあるのではないかと考えております。

委員 大胆にお書きになったと思っのですが、実現可能ですかね。あまり難しいことを書いてもしょうがないと思っのですが。

座長 担当の役所を叱咤激励するという効果はありますね。実現可能かと言われると、これは、私もよく分かりません。このビジョン会議でこういう結論が出ましたよ、頑張ってくださいとむしろそっちの意味の方が強いかと思っます。

委員 ちょっと、松浦先生にもアドバイスをいただきたいんですけど、最後のところ、年限を区切るというのは、私はあった方がいいと思っんですけど、年限を区切ってあることが、割とホームページを整えますとか、アップデートをやりますとか、今の枠組みの中で、もうちょっとスピードを上げようよとか、法律の数を増やそうよとか、そういうホームページの見直しをしましょうよとか、今の枠組みからステップアップする感じが無いものが年限で切られている感じがして、とてもビジョナリーではないなと。先ほどの松浦先生のプレゼンテーションの中でもあったように、まず明確に目的を作って、そして、プロジェクトにして、計画を立てていかないと動かないですよという話があったわけで、その明確なプロジェクトにするということを1年以内に決めるとか、ロードマップを3年以内に作るとか、ビジョナリーなものを作るための年限を区切るのがあった方がビジョナリーな気がします。そのへんは、松浦先生にどんなの作ったらいいんですかね。もし、御意見があったら伺いたい。

ゲストスピーカー 現在の外国語訳データベースシステムには、外からは見えませんが、翻訳作業の管理画面があります。どの法令の翻訳が作業工程のどの段階にあるのかは、これで把握できます。

スピードアップというのは、この工程をすべて通過するための時間を短くせよという話に等しいですね。過去の作業状況で一定の条数をもったある法令を翻訳するのに何時

間、何日かかっているかはわかります。翻訳の速度を上げるというのは、各工程をより効率化できるかであり、基本的にこれは予算と翻訳者の数の問題になると思います。

日本に信頼できるそれほど多くの翻訳者がいるわけではありません。EUでもそうですが、名古屋大学でも英訳業務については、翻訳担当者のレベルに関する内部情報をもっていて、それを翻訳作業発注のときに参考にしています。

EUの発注の仕方は、翻訳した人に点数が付いています。この点数は、過去の翻訳結果に対するいろんな人の評価の集積です。点数の上位者から並べたリストがあり、競争入札ではなくて、このリストの上位者から発注の打診が始まります。たとえば、この法令を訳してくれませんかという照会し、忙しいという回答があれば、次順位の人に打診します。いくつかのやり方でスピードアップはできるでしょうが、スピードアップをする仕組みを十分検討しないと成果はあがらないでしょう。いずれにしても、予算はそんなに増えない世界の話なので、現実的には、現状より何パーセント増やすという目標設定の方がいいのかなという気がいたします。

座長 それでは、そろそろ予定の時間が迫ってまいりましたので、本日も大変貴重な御意見をありがとうございました。

本日の御議論を受けて、推進会議座長から、何か御意見等がありますか。

推進会議座長 3回にわたる大変活発な議論ありがとうございました。我々、推進会議は、日々ミクロ的作業の積み上げを継続していて、一例ではありますが、「調停」は、どう英訳すべきかという問題について、現在の辞書に掲載されている conciliation という英訳が適切であるのか、あるいは mediation がより相応しいのではないのかといった検討を行っています。そして、調停を mediation と英訳する場合には、「あっせん」の英訳は conciliation または facilitation の何れが適切なのか、そして刑法の分野における「あっせん」については翻訳担当者に分かりやすく使い分けを明示する必要があるのではないかなど、きめ細かい作業を積み上げている状況です。

そうした作業の甲斐もあって、公表している対訳辞書の登録見出し語は現在4000語を超えていますが、翻訳辞書として機能するためには、この10倍もしくは20倍もの見出し語の追加が必要でありましょうし、また翻訳担当者が法令の英訳を正確に、そして効率的に行うための一層の工夫も必要となってきます。

一方で、今回有識者の皆様が3回にわたって議論していただいたマクロ的な視座からの議論の一つ一つが、何れも今後の推進会議の将来の方向性を検討する上で、大変参考になる御意見や御提案であったと考えています。

改めて大変示唆に富んだ御意見に感謝致します。皆様のアドバイスを活かしつつ、今後も法務省の方々と協力し、更に推進会議の業務の改善と効率化を図って参ります。

座長 ありがとうございます。

それでは、取りまとめに向けた今後の進め方ですが、「取りまとめ案」の作成につきましては、本日までの御意見、御議論を踏まえまして、原案作成を私に御一任いただき、その原案作成後、事務局から皆さまにメールでお諮りしたいと思います。そして、皆さまの御意見をいただいた上で、更に最終的な形に取りまとめるのは、また私にお任せいただいて、ビジョン会議の最終意見をまとめたいと思いますが、このような方法によるしゅうございますでしょうか。

(一同賛成)

委員 それでまとまった報告につきましては、どのような形で開示していくのか。それからこういう方向でいきますよ、ということをごすね、国内だけじゃなく、正にこういう会議ですから、英訳して外にも出すのか、そのあたりのところについて伺わせていただきたいと思います。

座長 事務局をお願いします。

参事官 英訳も含めた発信の必要性は、御指摘のとおりだと思います。事務局としては、座長とも相談して、幅広い提供方法を検討したいと存じます。このビジョン会議で取りまとめていただいたものの取扱いについては、これから座長からも御説明があるかと思いますが、事務局である我々としては、少なくとも、「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」等の場を通じて、政府内の省庁間で十分に共有し連携していくこと、さらには法務省内でも共有し、必要な取組を進めることを検討してまいりたいと考えています。さらに、このビジョン会議からいただいた提言は、今後、実施・実現に向けて検討を進めていき、その成果やフォローアップに関しては、このビジョン会議の委員の皆様にも随時お耳入れをし、引き続き御指導、御助言をいただければと思っております。

座長 言い忘れましたがけれども、法令外国語訳につきましては、関係府省会議というのがありますので、基本の方針が諮られることになっておりますので、このビジョン会議の結果もそこに報告することになると思います。

委員 ごめんなさい。今、伺ったのはですね、第1回目の会議が終わった後のメディアのニュースの出し方を見ていくと、「これからは法律はAIで翻訳する」という切り口に偏ってました。確かに書きやすいし、世の中に受けやすいとは思いますが、必ずしも会議の主旨が伝わってはいなかったように感じます。ゆがんだ情報が出ていくと、せっかくの努力がおかしくなりますので、その辺についても、是非よろしくお願ひしたいということです。

座長 わかりました。メディアに対する正確な情報提供、気をつけます。

それでは、これまで3回にわたりまして、活発な御議論を大変ありがとうございました。大変参考になりました。

私も、冒頭申し上げましたように、2004年、司法制度改革審議会議のときから、松浦先生にも御協力いただきまして、法令外国語訳の作業に従事しております。そもそも、ひょうたんから駒が出たような形で法令翻訳を始めました。暗中模索で作業を進めてまいりました。今回のビジョン会議で、非常に幅広い多角的な視点から、いろんなサジェスチョンをいただいたことは、大変参考になりました。これを機に、阿部推進会議座長を支えながら、3回の会議でお出しいただいたいろいろな貴重な意見をできるだけ取り入れていきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

司法法制部長 それでは、最後に、事務局からもお礼の言葉を簡単に申し上げたいと存じます。

御出席いただきました皆様におかれましては、3回という短い回数で、かつ、日本法令の国際発信に向けた将来ビジョンという新しいテーマについて、大変貴重な御意見を多数頂戴し、誠にありがとうございました。

皆様からいただきました御意見を基に、我々としまして、より信頼性のある翻訳法令を含めた日本法令の情報を国際発信できるよう、しっかり取り組んで参る所存です。座長を始め、各委員の皆様方の御尽力・御協力につきまして、改めて感謝申し上げたいと存じます。

それでは、本日をもってこの会議を終了いたします。

ありがとうございました。

以上